

豊島区特定子ども・子育て支援施設等に係る指導及び監査実施要綱

令和 7 年 3 月 2 5 日

子ども家庭部長決定

制定 令和 7 年 4 月 1 日

一部改正 令和 8 年 4 月 2 8 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、施設等利用給付認定子ども（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 30 条の 8 第 1 項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。）が、特定子ども・子育て支援施設等（法第 30 条の 11 第 1 項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。以下同じ。）から、特定子ども・子育て支援（法第 30 条の 11 第 1 項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）を受けたときに、豊島区（以下「区」という。）が施設等利用給付認定保護者（法第 30 条の 5 第 3 項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。）に対して行う施設等利用費の支給に関して、豊島区長（以下「区長」という。）が法第 30 条の 3 において準用する法第 14 条第 1 項に基づいて行う調査・指導等（以下「指導」という。）及び法第 58 条の 8 第 1 項に基づいて行う監査（以下「監査」という。）について、必要な事項を定める。

(実施方針)

第 2 条 区長は、特定子ども・子育て支援施設等に対し、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号。以下「運営基準」という。）第 53 条から第 61 条までの規定の内容について周知徹底させるとともに、施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図るため、指導を実施するものとする。

2 区長は、指導の実施に当たっては、年間計画や実施スケジュールを策定し、効率的・効果的な実施に努めるとともに、指導の結果を通知する手段、時期、指摘事項への改善指導及び改善結果の確認方法等を明確化し、公表すべき事項を含め、これを着実に実施するものとする。

(指導及び監査の対象)

第 3 条 この要綱に基づく指導及び監査の対象は区の区域内の全ての特定子ども・子育て支援施設等のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 認可外保育施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限り、次に掲げるものを除く。）のうち、当該施設に配置する従業者及びその員数その他の事項について子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 1 条で定める基準を満たすもの）
 - ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けたもの
 - イ 認定こども園法第 3 条第 11 項の規定による公示がされたもの
 - ウ 法第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けているもののうち子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）第 1 条で定めるもの

(2) 一時預かり事業を行うもの

(3) 病児保育事業（当該事業に従事する従業者及びその員数その他の事項について子ども・子育て支援法施行規則第1条の3で定める基準を満たすもの）を行うもの

（指導の種別）

第4条 指導は、次の各号に掲げる種別に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより実施するものとする。

（1） 集団指導

運営基準等の遵守に関して、特定子ども・子育て支援提供者（法第30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。）を一定の場所に集めて行う講習等の方法により実施する。なお、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等）の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

（2） 実地指導

特定子ども・子育て支援施設等において、提出された書面に関して行う質問等及びその結果により必要と認める場合に行われる運営基準の遵守に関する各種指導等を行う。

（集団指導の実施対象）

第5条 区長は、制度改正、過去の指導事例等に基づき指導が必要と認められる場合には、当該指導の内容に応じて、当該指導の対象となる特定子ども・子育て支援提供者を選定して、集団指導を実施するものとする。

2 区長は、前項の規定により、対象となる特定子ども・子育て支援提供者を選定したときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、集団指導の日時、場所及び指導内容等を別記第1号様式により通知するものとする。

（集団指導の実施内容）

第6条 集団指導は、特定子ども・子育て支援施設等の運営基準、制度改正の内容、過去の指導事例等の内容説明を行うものとする。

2 区長は、前項の講習等を欠席した特定子ども・子育て支援提供者に対し、当該講習等に使用した書類の送付及び必要な情報提供を行うよう努めるものとし、当該特定子ども・子育て支援施設提供者を改めて集団指導の対象に選定する等、必要な措置を講ずるものとする。

（実地指導の実施内容）

第7条 区長は、第4条第2号に掲げる実地指導（以下「実地指導」という。）を、第3条で規定する特定子ども・子育て支援施設等に対し、定期的かつ計画的に行うものとし、毎年度、実地指導の開始前に当該実地指導の年間計画を策定するものとする。

2 前項の年間計画の策定に当たっては、集団指導の実施状況、区が行う指導、監査及び児童福祉法第59条第1項に基づく立入調査等に関する事務の状況等を勘案して決定する。

3 第1項の年間計画の策定に当たっては、次の各号に掲げる特定子ども・子育て支援施設等を実地指導の対象施設に選定する。

- (1) 運営基準等の遵守状況及び前年度の実地指導の結果（前年度に実地指導を行った施設等に限る。）により文書による指摘事項について改善を求めたが、未実施であること等により、再度の実地指導が必要と認められる特定子ども・子育て支援施設等
 - (2) 前号に掲げるもののほか、特に区長が実地指導の必要があると認める特定子ども・子育て支援施設等
- 4 区長は、実地指導の対象となる特定子ども・子育て支援施設等を決定したときは、あらかじめ当該特定子ども・子育て支援施設等の設置者に対し、当該実地指導の日時、場所及び指導内容等を別記第2号様式により通知するものとする。
- 5 実地指導は、主に次の各号に掲げるものについて、別に定める特定子ども・子育て支援施設等指導基準に基づき、概ね半日程度を目途に実施し、当該実地指導の終了時に、実施場所において、特定子ども・子育て支援施設等の代表者、面談に対応した担当者等に対し、当該実地指導の結果の講評を行うものとする。
- (1) 書類の確認
 - ア 特定子ども・子育て支援の提供日、提供日ごとの時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録した書類（運営基準第54条関係）
 - イ 施設等利用給付認定保護者との間に締結した契約書（利用料が明記されたもの・運営基準第55条関係）
 - ウ 施設等利用給付認定保護者に対して発行した領収証の控え等利用料と特定費用の金額がわかる書類（運営基準第56条関係）
 - エ 特定子ども・子育て支援提供者が小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者、その他の機関に対して施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供することを施設等利用給付認定保護者との間で合意した文書（運営基準第60条第3項関係）
 - オ 特定子ども・子育て支援施設等の職員、設備及び会計に関する諸記録（運営基準第61条第1項関係）
 - (2) 特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときに、遅滞なく、意見を付して区に通知することに関する措置の確認（運営基準第58条関係）
 - (3) 施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしないことに関する措置の確認（運営基準第59条関係）
 - (4) 特定子ども・子育て支援施設等の職員及び管理者並びに職員であった者が、業務上で知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密の管理・保管に関する措置の確認（運営基準第60条第1項及び同条第2項関係）
 - (5) 第1号ア及び第2号に係る記録の過去5年間分の保管状況の確認（運営基準第61条第2項関係）
- 6 区長は、実地指導の結果、改善を要すると認められる事項があるときは、軽微なものを除き、特定子ども・子育て支援施設等の設置者に対し、別記第3号様式により当該事項について通知するも

のとし、改善を要すると認められる事項が無いときは、別記第4号様式により通知するものとする。

- 7 前項の規定により改善を要すると認められる事項を通知したときは、特定子ども・子育て支援施設等の設置者に対し、別記第5号様式による報告書を、通知した日から30日以内に提出するよう求めるものとする。
- 8 実地指導は、幼児教育・保育の無償化並びに会計に係る知識及び経験を有する者を含む検査員2名以上で実施するものとする。
- 9 実地指導は、区の立入調査等に併せて実施するように努めるものとする。
- 10 区長は、次条各号に該当する状況を確認した場合において、特に必要があると認められるときは、実地指導を中止し、直ちに監査を行うことができる。

(監査の実施)

第8条 区長は、前条第10項の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合であって、特に必要があると認めるときは監査を実施する。この場合において、区長は、事案の緊急性・重大性を踏まえて、当該監査を事前通告なく実施することができる。

- (1) 特定子ども・子育て支援施設等において著しい運営基準への違反が確認された場合
- (2) 特定子ども・子育て支援施設等及び施設等利用給付認定保護者の施設等利用費の請求に、著しい不当が疑われる場合
- (3) 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合
- (4) 前3号のほか、特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の9第1項各号及び第58条の10第1項各号に該当することが疑われる場合

(監査の通知等)

第9条 区長は、前条の規定により監査を行うことを決定したときは、根拠規定、目的、場所、担当者等を、別記第6号様式により特定子ども・子育て支援施設等の設置者等に対して通知するものとする。ただし、第7条第10項の規定により実地指導中に監査への変更を行った場合その他これにより難しい場合は、この限りでない。

- 2 区長は、監査の結果、法第58条の9第1項に規定する勧告には至らないが、改善を要すると認められる事項がある場合又は施設等利用費等の返還を要すると認められる場合は別記第7号様式により特定子ども・子育て支援施設等の設置者等に対して通知するものとし、改善を要すると認められる事項が無い場合は別記第8号様式により通知するものとする。
- 3 区長は、前項の規定により別記第7号様式により通知をした場合は、当該通知から30日以内に別記第9号様式により特定子ども・子育て支援施設等の設置者等に改善報告を求めるものとする。ただし、区長は、事案の緊急性・重大性を踏まえて、改善報告の期限を短縮することができる。

(他自治体との情報共有)

第10条 区長は、他の区市町村が法第30条の11第1項の規定により確認する特定子ども・子育て支援施設等の利用者に係る施設等利用費を区が支給している場合であって、当該特定子ども・子育て支援施設等において第8条各号に該当する情報があり、違反疑義等の確認について特に必要がある

と認めるときは、当該区市町村に対し、当該特定子ども・子育て支援施設等の監査の実施を要請するものとする。

2 区長は、区が法第 30 条の 11 第 1 項の規定により確認する特定子ども・子育て支援施設等の利用者に係る施設等利用費を他の区市町村が支給している場合であって、当該区市町村から要請を受けて監査を実施したときは、監査結果、改善報告書等を、当該区市町村及び当該特定子ども・子育て支援施設等の利用者に係る施設等利用費を支給している区市町村に対し、情報提供を行うものとする。

3 区長は、東京都に対し、監査結果、改善報告の内容、行政上の措置等について、必要に応じて情報提供を行うものとする。

(身分証明書の携帯)

第 11 条 指導及び監査にあたり、検査員は、その身分を示すため、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）に定める証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(指導検査情報の公開)

第 12 条 指導検査に関する情報は、個人情報など法令等により非開示とされる場合を除き、公開に努める。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。